

議案第155号

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬  
及び費用弁償等に関する条例の改正について

平成28年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬  
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第304号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年前橋市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項前段中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項前段中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。